

四、理事(同人) 六、主事一名、大賛助員數名
七、常務部(外交、會計兼人事、補導) 但し常務部員は会の状態に基き理事會に於て必要と見認たる場合是を置く
七、寄附金は向ふ一月受入此の事と但し是外なき場合は限りぬ
右

大正拾叁年七月

發起人

印

兵部省 第三〇四號

大正十三年八月二十二日

兵部事務 平塚廣義

内務大臣 若槻禮次郎 敬
社會局長官 池田 宏 敬
各廳長官 敬

勞働要視察人等ニ對スル判決
言毎ニ關スル件

本年六月八日官下内市有日本會館株式會社以
石工場労働争議ニ際シ、労働要視察人等ニ對シテ
援取トシテ、起訴セラル、神戶地方及第一高等法院